

令和7年4月2日  
生活指導係

### 柳迫のよい子等の見直しについて

- 全てのこどもについてその年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること。

(こども基本法)

- 児童生徒や保護者が納得する説明ができないきまりは見直す必要がある。

(生徒指導提要参照)

#### ○これまで

- 1 年度当初の学級PTAにて柳迫のよいこの説明を実施。
- 2 夏休み、冬休み、春休みの長期休み前に、生活のきまりを配布。学級PTAにて説明。
- 3 冬季の服装等についての決まりを配布。児童に説明。

#### ○これから

4月	・年度当初に児童生徒・保護者等に校則の内容を説明する。 (学級PTA)
9月	・検討委員会を設置(生活指導係) ・3年生以上の学級会等で、きまりについて、意見を出し合う。場合によっては出された意見について話し合う。
11月	・各学級から出された意見を児童総会で話し合う。
11月	・保護者向けに、校則見直しが必要な事項について12月の学級PTAで意見を聴取することを文書で通知。
12月	・学級PTAにて、意見を聴取 ・見直し内容の検討(企画委員会→職員会議)
1月	・必要に応じて見直した校則の試行。
2月	・見直し内容の決定 ・学級PTAにて保護者へ周知 ・入学説明会等で従来の校則を周知 ・児童、保護者へ配布による周知
3月	・学校ホームページで公表

